平成29年４月１日から

霧島市水資源保全条例

が施行されました。

「霧島市水資源保全条例」制定の目的

霧島市の豊かな自然環境によってもたらされる水資源は、市民共有の貴重な財産であり、将来の世代に引き継いでいく必要があります。

この条例では、霧島市の水資源保全のため、健全な水循環の維持、回復のための取組や水資源が適正に利用されることなどを目指します。

◆霧島市水資源保全条例の主な内容◆

○　水資源の保全について、それぞれの責務を定めます。

市民等の責務

・水資源の適正な利用と市が行う水資源保全施策へ協力する。

水資源採取者の責務

・水資源採取の際に枯渇その他の被害が生じないよう努める。

・水資源の適正な利用と水質、水量の保全に資する活動の実施に努める。

・市が行う水資源保全施策へ協力する。

市の責務

・水資源の保全に係る必要な措置を講ずるよう努める。

○　新たな届出制を導入します。

☆届出が不要な水資源採取施設☆

○水道事業等のもの

○工業用水道事業のもの

○その他行政によるもの

○家庭用のもの

○農業のかんがい用のもの

○採取量が日量10㎥未満のもの

○その他市長が特に認めたもの

水資源採取（変更）予定者

市

事前協議（届出をする前）

協議終了の通知

問い合わせ先

霧島市役所　環境衛生課　環境保全ｸﾞﾙｰﾌﾟ

霧島市国分中央三丁目45番1号

℡0995-45-5111

水資源採取施設

の設置

※平成２９年４月１日より前に水資源採取施設から水資源採取を行っている水資源採取者は、届出をしたものとみなします。

受理の通知

採取計画の届出

（工事着手日の60日前）